

後期高齢者医療保険料が改定

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。令和4・5年度の保険料率は次のとおり決定しました。

後期高齢者医療保険とは

後期高齢者(75歳以上または65〜74歳で一定の障害がある人)が被保険者となり、保険料を納めることで医療給付を受けられる制度です。

制度運営は県内の全ての市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合)が行っていて、事務処理の効率化と広域化による保険財政の安定化を図っています。

保険料は被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。保険料を決める基準である保険料率は2年ごとに見直され、県内均一です。今回の改定による保険料率は、下記のとおりです。なお、中間所得者層の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられました。

令和2・3年度の保険料率		令和4・5年度の保険料率	
均等割額	43,600円	均等割額	45,700円
所得割率	8.6%	所得割率	8.89%
賦課限度額	64万円	賦課限度額	66万円

保険料率の引き上げ

後期高齢者医療給付費は、自己負担を除いた部分を国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割を保険料で賄います。

今後、2年間に見込まれる医療給付費などの費用と保険料などの収入をもとに、広域連合が保険料率を算定します。令和4・5年度は、団塊の世代の加入により、被保険者数が増加します。費用面では医療給付費が増加し、収入面では後期高齢者負担率の増加により、現役世代からの支援金の割合が減少します。これにより、保険料で賄うべき割合が増え、保険料率の引き上げになっています。



後期高齢者負担率

医療給付費における後期高齢者負担(保険料)の割合で、国が決定しています。現役世代からの支援金(医療給付費の約4割分)を担う現役世代の人口が年々減少している中、現役世代1人当たりの負担の増加を緩和するため、世代間負担の公平性の観点から後期高齢者負担率が上昇しています。

令和2・3年度 **11.14%** → 令和4・5年度 **11.72%**



所得が低い人への軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計額が、下の表の軽減条件に該当する場合は、同一世帯の被保険者は全員が軽減後の均等割額となります。軽減割合・該当条件は、令和3年度から改正はありませんが、保険料率(均等割額)の変更に伴い、軽減後均等割額は下記のとおり変更になります。

軽減割合	軽減条件	軽減後均等割額
7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者数 [*] -1) 以下	13,710円
5割	43万円+(10万円×(年金・給与所得者数 [*] -1))+(28万5千円×世帯の被保険者数) 以下	22,850円
2割	43万円+(10万円×(年金・給与所得者数 [*] -1))+(52万円×世帯の被保険者数) 以下	36,560円

^{*}「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

自己負担が2割に

10月1日から、一定以上の所得がある人は、現役並み所得者(自己負担割合3割)を除き、**医療費の自己負担割合が2割**になります。2割負担となる人には負担を抑える配慮措置があります。10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担導入についての問合せ先(7月から12月28日まで)
専用コールセンター ☎027-331-9133



後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人1枚交付されます。被保険者証には自己負担割合などが記載されていますので、医療機関などで受診する時は忘れずに提示してください。



保険証に記載されている負担割合は前年の所得などに応じて再判定します。新しい保険証(水色)は7月下旬に普通郵便で送付しますので、8月1日からは新しい保険証をお使いください。

窓口負担割合2割の導入に伴い、有効期限は一律で9月30日までです。10月1日からの保険証(だいたい色)は、9月下旬に普通郵便で送付します。

窓口での受け取り、または簡易書留での送付を希望する場合は、6月30日までに役場住民保険課に申請してください。

保険料の滞納にご注意ください



保険料の滞納状況により、有効期間が通常の1年間より短い保険証を交付する場合があります。

さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付することがあります。保険料は忘れず納めましょう。

問合せ先
役場住民保険課 ☎47-5020

後期高齢者医療保険制度全般についての問合せ先
群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171